

令和 8 年 第5回

甲斐市農業委員会議事録

令和8年5月28日

1 日 時 令和8年5月28日(木) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第16号 農地法第5第1項の規定による許可申請の件
議案第17号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画作成要請の件

4 欠席委員 1番 中村委員、15番 三井委員

5 議事録署名委員 2番 中島委員、3番 輿石委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 中島 茂樹

農業委員会事務局庶務係 三井 賢治

農業委員会事務局庶務係 畑 隼一

農業委員会事務局庶務係 田中 颯

7 閉 会： 午後4時20分

【事務局長】	それでは、農業委員会総会を始めさせていただきます。 会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願いします。
【議長】	(あいさつ) ※有害獣による被害、敷島地区の梅の盗難に関する内容を説明 本日の出席委員は16名です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。
(日程第1 議事録署名委員の指名) 【議長】	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名人は、2番 中島委員 と 3番 興石委員を指名致します。
(日程第2 会期の決定) 【議長】	日程第2「会期の決定」を致します。 本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声) 異議がありませんので、本日1日と決定します。
(日程第3 議事) (報告第10号)	
【議長】	それでは議事に移ります。 「報告第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」を上程致します。
	事務局に 番号3番から4番の説明を求めます。
【事務局】	はい、議長 資料1ページをお願いします。 農地法施行令第3条第1項の規定により転用の届出がありました。 甲斐市農業委員会 事務専決規程 第3条により専決処分をしましたので報告します。
	番号3番 地図公図は1ページ、2ページになります。 ●●番地、面積 929 m²を●●の●●が資材置場へ転用するための届出が出ています。

当該地は平成 12 年頃に農機具を保管する倉庫の建築を行いました、
農地法の適切な手続きを経ておりませんでした。
今後は農地法をよく理解し、再発防止と農地の適正管理に努めますとの
顛末書を付しての追認案件となります。

続きまして、

番号 4 番 地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

●●番地、面積 391 m²を●●の●●が貸駐車場に転用するための届出
が出ています。

当該地は、平成 17 年頃に農地法の手続きをしないまま、一時的に資
材置場として使用し、その後は、そのまま駐車場としても使用してし
まった状況です。

●●本人は転用許可の義務を知らずに怠ってしまいました。

今後は、同じ過ちをしないことを確約しての追認案件となります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第 11 号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第 11 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」を上
程致します。

事務局に 番号 7 番から番号13番の説明をお願いします。

【事務局】

はい議長。

資料2ページをお願いします。

農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用の届出がありまし
た。甲斐市農業委員会 事務専決規定 第3条により専決処分をしました
ので報告します。

番号 7 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

●●番地、面積 652 m²を●●の●●が、●●の●●に所有権移転によ
る宅地分譲 2 区画にするための転用の届出が出ています。

隣接地と一体利用の計画です。

続きまして

番号 8 番 地図公図は 7 ページ、8 ページになります。

●●番地外 1 筆、合計面積 354 m²を●●の●●が、●●の●●に所有権移転による駐車場にするための転用の届出が出ています。

なお、譲受人は隣接地へ転入の予定となっています。

続きまして、

番号 9 番 地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地外 1 筆、合計面積 299 m²を●●の●●他 1 名が、●●の●●に所有権移転による宅地分譲 1 区画にするための転用の届出が出ています。

2 筆とも所有者は共有持分ではございません。

当該農地は、譲渡人の●●が、平成 28 年に相続しましたが、それ以前から進入路として使用していました。

今回の事業計画により農地であると判明したため、正規の手続きを行い、十分反省しているとの経過理由書を添付しています。

資料 3 ページをお願いします。

番号 10 番 地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●番地外 3 筆、合計面積 3,494 m²を●●の●●が、●●の●●に所有権移転による資材置場にするための転用の届出が出ています。

続きまして、

番号 11 番 地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

●●番地外 4 筆、合計面積 775.63 m²を●●の●●他 1 名が、●●の●●に賃貸借による貸店舗にするための転用の届出が出ています。隣接地と一体で利用します。

5 筆とも共有持分ではございません。

4 ページをお願いします。

番号 12 番 地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

●●番地外 1 筆、合計面積 1,053 m²を●●の●●他 1 名が●●の●●に所有権移転による宅地分譲 4 区画にするための転用の届出が出ています。

2 筆とも共有持分ではございません。

続きまして、

番号 13 番 地図公図は 17 ページ、18 ページになります。
●●番地、面積 5.75 ㎡を●●の●●が、●●の●●に所有権移転による用悪水路にするための転用届出が出ています。
本件は、先ほどの番号 12 番に関連し、転用事業に伴い譲受人の田へ取水ができなくなることから、その補償として、譲受人の田への取水を目的とした転用です。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。
(質問なし)
質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 15 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。
「議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件」を上程致します。
事務局に 番号 12 番 の説明をお願いします。

【事務局】 はい、議長
資料 5 ページをお願いします。
番号 12 番、地図公図は 19 ページ、20 ページになります。
●●番地、面積 55 ㎡を●●の●●から、●●の●●に有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地は農用地区域内農地で、当該地は 4 月総会の議案第 13 号、農地法第 3 条、番号 8 番でご審議いただきました●●番地に隣接する農地であります。
当該農地は●●の南側に位置し、野菜の栽培を予定しています。
所有機械には、トラクターです。
モニターの写真は西側から見た画像です。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】 ●●です。昨日現地調査を行いました。
モニター画像を見ていただくと、●●宅の庭の一角になるような感じになっておりますが、周りは整備されて作物が植わってまして何

の問題もないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●委員】 ●●です。

5月20日に現地調査を行いました。

申請地は●●の南側に位置する農業振興区域の農地です。譲渡人は労働力不足との理由より、また譲受人はこの農地が隣接地にあることから経営地拡大の目的で有償移転を申請したものです。譲受人は●●であり、トラクター等を所有し現在も所有地で水稲等の作付けを行っており、申請地においても野菜の作付けを行うということから何ら問題ないと思います。以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようです。

番号12番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号13番の説明を求めます。

【事務局】 はい議長

資料は同じく5ページになります。

番号13番、地図公図は21ページ、22ページになります。

●●番地、面積373㎡を●●の●●から、●●の●●に有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の作付けを予定しています。

当該農地は●●に隣接し、従前は●●の祖母が管理していましたが、今回、●●へ所有権移転を行い、許可後は祖母と2人で農業に従事する計画を作成しています。

●●は5年位前から祖母とともに農作業を行っており、栽培方法を習得しているとのこと。農機具についてはトラクターを導入する計画です。

モニター画像は北側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

●●です。5月20日に●●、事務局、●●推進委員と現地調査を行いました。

この農地は元々、●●と●●の父親時代に貸し借りの話が出来ていまして、20年かもっと前に●●が管理していた土地です。それにもかかわらず口約束みたいな形で、●●が税金を払っていたようなことがありましたので、この際2人で整理して、きっちりしましょうということになりました。

●●は購入後も続けて耕作をするとのことですので、問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。先ほど●●委員が言われたように、以前から管理されていました。

お孫さんと引き続き野菜を作っていくということで問題ないと思います。よろしく願いいたします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようです。

番号13番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第16号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号13番 の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料6ページをお願いします。地図公図は23ページ、24ページになります。

番号13番、●●番地ほか4筆、合計面積2,168㎡を2番●●の●●外1名が、●●の●●に賃貸借による事務所2棟を建築するための転用許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連たんする区域で集落接続がある第3種農地です。現地は●●の北東約500m以内に位置し、東側と南側は農地に隣接しますが、西側は道路を挟んで●●に隣接、北側は道路を挟んで宅地に隣接しています。

賃貸借期間は20年で、事業規模は事務所が1棟あたり床面積217.99㎡の平屋建て、倉庫が1棟あたり床面積39.95㎡の平屋建て。そのほか、駐車場を32台分確保し、緑地は174.67㎡配置、車両の転回スペース1,077.45㎡確保、場内は砕石仕上げとする計画です。

給排水は隣接道路の上下水道本管に接続、雨水は浸透枳で処理します。

資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは最初に航空写真を重ねた公図を表示します。

次に南側から撮影したものです。

次に北西側から撮影した画像です。

次に北東側から撮影した画像です。

最後が東側から撮影した画像です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

●●です。この辺は徐々に宅地化が進んでおり、申請地は3種農地で西側に7m道路が通っておりまして、事務所、倉庫を2棟建築し、駐車場を32台分予定しております。給排水は北側道路の上下水道へ接続し、雨水は浸透枳で処理、オーバー分は西側道路側溝へ放流するということです。見たところ、何ら問題ないと思います。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。該当地は畑でありまして、柿の木が何本か植えてあります。

建物は真ん中付近に建築するようで、周辺に影響はなかろうと思います。以上です

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようです。

番号 13 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

次に事務局に番号 14 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料は同じく 6 ページをお願いします。地図公図は 2 5 ページ、2 6 ページになります。

番号 14 番、●●番地、面積 41 m²を●●の●●から、●●の●●に使用貸借による宅地拡張するための転用許可申請が提出されました。隣接する宅地と一体利用する計画です。

申請地は住宅等が連たんする区域で、集落接続がある第 3 種農地です。

借人は申請地に隣接する●●番地に個人住宅を構えておりますが、両親が同居することになり、現状では手狭であることから増築を計画しております。

給排水は、既存住宅に接続して使用します。

申請地は母親が所有する農地であり、すでに宅地の一部となっている状態であることから、本人に聞き取りを行ったところ、農地法の手続きを失念し、平成 29 年あたりから物干し場所として利用してしまっていたとの説明です。今後は農地法に違反しないことを確約する始末書の提出を受けております。

その他、資金証明書、事業計画書、土地利用計画図等から問題ないと考えられます。

モニターは南西側から撮影した画像を表示します。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】 ●●です。申請地は 3 種農地でお母さんの土地を分筆して住宅を増築するとのことですので問題ないと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

【議長】

続きまして、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

●●です。非常に小さい土地で砂利が敷いてありますが、始末書で反省しているとのことでよろしいと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようです。

番号 14 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 17 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第 17 号 農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積等促進計画作成要請の件」を上程致します。

事務局に 番号 36 番から 39 番の説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長

資料 7 ページをお願いします。農地中間管理機構を利用した利用権設定になります。

公益財団法人山梨県農業振興公社より、農用地利用集積等促進計画の作成要請案の送付がありましたので、その案について審議をお願いいたします。

番号 36 番、地図公図は 27 ページ、28 ページになります。

●●番地ほか 1 筆、合計面積 1,030 m²を●●の●●が、●●の●●に畑を 9 年 6 ヶ月間、使用貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

桃の栽培を計画し、賃借料は●●です。

続きまして、

番号 37 番、地図公図は 29 ページ、30 ページになります。

●●番地、面積 1,180 m²を●●の●●が、●●の●●に田を 4 年 6 カ月間、賃貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を計画し、賃借料は 10 アールあたり●●です。

続きまして、

番号 38 番、地図公図は 31 ページ、32 ページになります。

本件は筆数が多いため、資料は 7 ページ後半から 8 ページに跨ります。

●●番地外 14 筆、合計面積 6,300.94 m²を●●の●●が、●●の●●に田を 13 筆、畑を 2 筆の合計 15 筆を 4 年 6 カ月間、賃貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を計画し、賃借料は 10 アールあたり●●です。

資料は 9 ページをお願いします。

番号 39 番、地図公図は先ほどの番号 38 番と同じく 31 ページ、32 ページになります。

●●番地外 1 筆、面積 1,204 m²を●●の●●が、●●の●●に田を 4 年 6 カ月間、賃貸借により新規に貸し付ける計画作成案の送付を受けました。

野菜の栽培を計画し、賃借料は 10 アールあたり●●です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告は省略します。

これより質疑に入ります。何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようです。番号 36 番から 39 番までの計画作成案について、作成要請を行うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、番号 36 番から 39 番までについて作成要請を行うことに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

審議ありがとうございました。

【事務局長】

それではこれで総会を終了したいと思います。
(起立し相互に礼)

午後 4 時 20 分閉会